

特定相談支援・障害児相談支援 重要事項説明書

様

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業の目的と運営方針

目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、適切な支援をおこなうことを目的とします。
運営方針	(1) 利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努め、利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉、教育・療育、保健・医療が総合的かつ効果的に提供されるようはかります。 (2) 実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。また提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に相談支援を行います。 (3) 関係法令等を遵守し、円滑な運営管理をおこない事業を実施します。

2. 事業者の概要

事業者(設置者)の名称	有限会社 ナドーワド	法人種別	有限会社
事業者の所在地	埼玉県さいたま市緑区大間木 435-1		
代表者名	取締役社長 小川 涼大		
電話番号/FAX 番号	電話:048-876-0843 / FAX:048-876-0842		
設立年月日	平成 16 年 6 月 11 日		
Web ホームページ	https://nadowado.com		

3. 事業所の概要

事業所(施設)の名称	相談支援事業所 あいリンク
事業の種類	特定相談支援事業/障害児相談支援事業
認可年月日	令和 3 年 1 月 1 日 [初回:平成 27 年 1 月 1 日]
事業所番号	特定相談支援事業:1136506415/障害児相談支援事業:1176506416
開設年月日	平成 27 年 1 月 1 日
主たる対象者	特定相談支援:特定相談支援の対象者(サービス等利用を申請した障害者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者)。 障害児相談支援:児童福祉法の障害児相談支援の利用者(障害児通所支援を申請した障害児であって市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた

	者)。
通常業務実施地域	さいたま市
営業日／営業時間	営業日:月曜～金曜 ※但し年末年始休業(12月29日～翌年1月4日頃)と夏季休業(8月12日～16日頃)および臨時休業日を除く。 営業時間:午前9時～午後6時
事業所の所在地	埼玉県さいたま市緑区大間木 435-1
電話番号／FAX 番号	電話:048-876-0843 / FAX:048-876-0842
電子メール	ailink@atta-kaigo.co.jp
管理者名	香取 智恵

4. 職員体制と職務内容

(1) 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		
	専任	兼任	専任	兼任	
管理者	1				特定相談支援・障害児相談支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	1				サービス等利用に関する相談、定期的な面談、計画書作成ほか、計画相談支援に関する業務を行います。
勤務時間	常勤				9時～18時(40時間/週)
	非常勤				①9時～13時 ②13時～18時

(2) 相談支援専門員の選定

- ① 相談支援専門員は、相談支援開始時に担当を決定します。ただし実際に相談支援を行うにあたり複数の職員で対応させていただくこともあります。
 - ② 担当の相談支援専門員が交替する場合は利用者等に説明するとともに、不利益が生じないよう十分に配慮します。
 - ③ 利用者から相談支援専門員を指名することはできません。
- (3) 当事業所職員は常に身分証を携帯し、提示を求められたときにはいつでも提示します。
- (4) 当事業所では職員の資質向上を図るために、必要に応じて各種の研修を実施します。

5. 業務内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

利用者の心身状況、環境、家庭状況、および保護者・家族の意向等を聴取把握した上で、適切な福祉、教育・療育、保健・医療ほか必要な支援が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

(2) 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

モニタリングを定期的・継続的に行ない、必要に応じてサービス等利用計画・障害児支援利用計画の見直し・変更を行います。同時にこれに関わる必要書類を作成します。

(3) 前項(1)(2)が円滑に行えるよう必要に応じて面接を行い相談に応じます。

6. 相談支援事業所の変更について

利用者等および事業者はそれぞれ、契約書に定める手続きにて契約を解約することができます。

7. 料金と利用者負担額および実費負担額について

(1) 相談支援に関わる利用者負担と法定代理受領

相談支援に関わる料金(相談支援給付費)は事業者が法律の規定に基づいて、市町村から受領(法定代理受領)し、利用者負担はありません。

内容	単位	金額	利用者負担
[更新 計画書作成]			
サービス利用支援費	1,522	16,589 円	なし
障害児支援利用援助費	1,692	18,442 円	なし
[モニタリング]			
継続サービス利用支援費	1,260	13,734 円	なし
継続障害児支援利用援助費	1,376	14,998 円	なし
初回加算: 特定相談支援	300	3,270 円	なし
初回加算: 障害児相談支援	500	5,450 円	なし

(2) 交通費

① 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費をいただきます。

その際、自動車を使用した場合の交通費は次の額となります。

通常の事業の実施地域を超えた地点から	片道 20km 未満の場合	500 円
	片道 20km を超える場合	1,000 円

② 交通費の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名・捺印を受けることとします。交通費の支払いを受けた場合は当該費用にかかる領収証を発行します。

③ 交通費の支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3ヶ月以上遅延し、支払いの督促から14日以内に故意にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8. 利用者の記録や情報の保持・管理・開示について

(1) 本事業所では以下の記録を保管します。

契約書／重要事項説明書／アセスメントの記録／相談支援に関する必要書類／相談支援給付費に関する必要書類／利用者負担料金に関する必要書類／利用者に関する市区町村への通知に係る記録／福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録／サービス担当者会議の記録／関係機関からの情報提供に関する記録／利用者からの苦情内容等の記録／事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(2) 本事業所では、関係法令に基づいて、利用者等の記録や情報を適切に保持・管理します。保存期間は、相談支援を開始した日から5年間です。

- (3)利用者等の求めに応じて保存されている記録を開示(閲覧・複写)します。開示の受付時間は午前10時から午後5時です。必要な複写料などの諸費用は利用者の負担となります。
- (4)開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、必要な訂正等を行うものとします。

9. 個人情報の保護

当社の「秘密保持および個人情報保護方針」(契約書に添付)に基づき、適切かつ安全に個人情報を取り扱うことに努めます。

10. 緊急時の対応

特定相談支援・障害児相談支援に際して利用者の事故および病状の急変等が発生した場合は、救急対応もしくは医師へ連絡を行なうほか迅速に処置を講じ、必要な場合には、都道府県・市町村ほか関係する福祉サービス事業者等に連絡を行います。

11. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、関連する法令に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	[相談支援専門員] 久野裕子
---------	----------------

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12. 苦情・相談の受付

本事業所に関する苦情やご意見などは以下の窓口で受け付けております。

名称		電話番号	FAX 番号	受付時間 (月～金曜)	
当社 窓口	苦情・相談受付	[相談支援専門員] (および事業所職員)	048-876-0843	048-876-0842	9:00～18:00
	解決責任者	[管理者]			
	有限会社ナドワード あった介護 本社(事務)		048-876-0843	048-876-0842	
埼玉県 運営適正化委員会		048-822-1243	048-822-1406	9:00～17:00	
さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害支援課		048-829-1309	048-829-1981	8:30～17:15	
さいたま市 岩槻区 支援課		048-790-0163	048-790-0266	8:30～17:15	
さいたま市 浦和区 支援課		048-829-6143	048-829-6239	8:30～17:15	
さいたま市 大宮区 支援課		048-646-3062	048-646-3166	8:30～17:15	
さいたま市 北区 支援課		048-669-6062	048-669-6166	8:30～17:15	
さいたま市 桜区 支援課		048-856-6172	048-856-6276	8:30～17:15	
さいたま市 中央区 支援課		048-840-6062	048-840-6166	8:30～17:15	
さいたま市 西区 支援課		048-620-2662	048-620-2766	8:30～17:15	
さいたま市 緑区 支援課		048-712-1172	048-712-1276	8:30～17:15	
さいたま市 南区 支援課		048-844-7172	048-844-7276	8:30～17:15	
さいたま市 見沼区 支援課		048-681-6062	048-681-6166	8:30～17:15	

13. その他留意事項

本重要事項に記載のない項目に関しては、必要に応じて随時利用者に説明をいたします。

【資料】 特定相談支援・障害児相談支援の概要

①サービス内容等に関する情報提供

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、福祉サービス等を選択する際に、地域の福祉サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。

②アセスメント

利用者等に面接を行い、心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等を把握します。これらを通じて、利用者等の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

③サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成

把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類などを記載したサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成し、利用者等に対して説明して同意を得ます。

※サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を市区町村に提出し、給付決定が行われます。

④サービス担当者会議の開催

福祉サービス事業者等との連絡調整および福祉サービス事業者等の担当者から専門的な意見を求めます。
(必要な場合には計画案の変更を行います)

⑤サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、利用者等に説明して同意を得ます。計画書を利用者等と福祉サービス事業者等の担当者に交付します。

⑥継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助(モニタリング)

利用者等や福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、計画の実施状況を把握します。また、モニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

●サービス等利用計画・障害児支援利用計画の変更

利用者等の解決すべき課題の変化に留意し、必要に応じて計画を変更します。

年 月 日

特定相談支援・障害児相談支援を提供するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

[事業者名] 有限会社ナドード

[住 所] 埼玉県さいたま市緑区大間木 435-1

[代表者名] 取締役社長 小川 涼大 印

事業所

[事業所名] 相談支援事業所 あいリンク

[住 所] 埼玉県さいたま市緑区大間木 435-1

[管理者名] 香取 智恵

[説明者]

職 名： 氏 名： 印

【同意・確認欄】

私は本書面により、障害児通所支援:放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(氏 名) 印 (代筆者氏名)

(住 所) 〒

[代筆理由] ・書字ができない ・その他()

保護者・代理人

(氏 名) 印 (利用者との関係)

(住 所)